

ロシア 東欧 経済速報

社団法人 ロシア東欧貿易会 〒104-0033 東京都中央区新川1-2-12 金山ビル Tel.(03)3551-6218
ロシア東欧経済研究所 <http://www.rotobo.or.jp> [年間購読料・送料共前納 18,000円]

2001年(平成13年)1月15日 No.1181

目次

ニース条約とEUの東方拡大①	蓮見 雄 1
ロシア輸入関税率を大幅引き下げ	10
CIS諸国通貨の為替レート	10

ニース条約とEUの東方拡大①

—拡大レポートとニース会議—

はじめに 2000年12月7日からEU史上初の5日間に及ぶ協議の末、合意に達したニース閣僚理事会について、CNNは「拡大への道を整えた」と報じた[1]。確かに、拡大後の閣僚理事会における票配分等の機構改革をヘルシンキ会議が定めた2000年末までに達成したという点において、EUの東方拡大は前進した。しかし、それは同時に拡大EUの将来像と関わる課題を改めて浮き彫りにする結果となった。そこで、本稿では、東方拡大とのかかわりに焦点をあてながら、ニース会議の成果と残された問題点について考察する。

1. 拡大実現のための現実的措置

機構改革 プロディ欧州委員会委員長によれば、ニース会議の主目的のひとつは、「拡大のための制度的諸条件を創り出す」[2]ことにあった。「必要な機構改革を怠ったまま加盟国を2倍にしたとすれば、効果的な意思決定に大きな支障をきたすことになる」[3]からである。ニース会議は、アジェンダ2000の公表以来2年半に及ぶ加盟交渉とその結果をまとめた2000年度拡大レポート[4]の結論を踏まえて、マルタ、キプロス、中東欧諸国にトルコを加えた13カ国について、2002年末を目処に「加盟の義務を果たす能力と加盟交渉の成功に応じて(differentiation principle)」[5]順次加盟を認めていく方針を確認している。その前提として、特定多数決制の大幅な適用範囲の拡大が図られたのである。拡大を前提としたEUの機構改革に着手したという点において、シラク仏大統領が述べたよ